

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第52回理事会

平成13年4月

第52回理事会議事録

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

1. 開催

議案審議の緊急性により、理事長は平成13年4月12日書面表決による理事会の実施を通知した。

2. 議事録署名人

理事長はあらかじめ、和田理事、伊勢理事を指名した。

3. 議案

財団法人女性のためのアジア平和国民基金の寄附行為の一部変更について

- 1 寄附行為本文中の「内閣総理大臣及び外務大臣」を「外務大臣」に改める。
- 2 第7条第3項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。
- 3 附則（変更認可 平成13年 月 日）
変更後の寄附行為は、外務大臣の認可のあった日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

提案理由説明

中央省庁等再編に伴い、平成13年11月6日以降、財団法人女性のためのアジア平和国民基金は、外務省単独の所管となったことにより、同財団法人の寄附行為本文中の字句を整備する必要があるため。

4. 採決

議案に対し、書面にて採決を求めたところ、承認14名で、寄附行為第38条の要件を充たし、議決された。

5. 定足数

理事の現在数14名、書面表決者14名で、寄附行為第28条に定める定足数は充たしている。

平成13年 4月 23日

議事録署名人

理事長

村山富市



理事

和田春樹



理事

伊勢 樹代

